

介護予防・日常生活支援総合事業

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）重要事項説明書

当事業所が、利用者に対してサービス提供を開始するにあたり、説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	一般社団法人 三原市医師会
主たる事務所の所在地	〒723-0051 広島県三原市宮浦一丁目15番1号
代表者（職名・氏名）	会長 小園 亮次
設立年月日	昭和57年12月21日
電話番号	(0848)62-3113

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	三原市医師会訪問介護ステーション	
サービスの種類	第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）	
事業所の所在地	〒723-0051 広島県三原市宮浦一丁目15番16号	
電話番号	(0848) 62-7226	
指定年月日・事業所番号	平成12年3月28日指定	3470900378
管理者の氏名	竹本 由佳	
通常の事業の実施地域	三原市（鷺浦町を除く）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話をを行うサービスです。具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な援助を行います。 例) 起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。 例) 調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など

5. 営業日時

区分	平日	土曜日	休業日
営業時間	8:30~17:30	8:30~12:30	日曜日・祝祭日 年末・年始（12月29日~1月3日） お盆（8月14日・15日）

但し、サービス提供については、ケアプラン（介護予防計画）で必要とされる場合は、営業日及び営業時間外においてもサービス提供することもあります。

6. 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	職務の内容	
管理者	1名		従業員及び業務の管理	
サービス提供責任者	2名	0名	サービス申し込みの調整 訪問介護計画の作成と説明。サービス内容の管理 訪問介護員の研修・技術指導	
訪問介護員	2名	7名	介護サービスの提供	
	介護福祉士	2名		
	ヘルパー2級	0名		4名

7. サービス提供の責任者

利用者へのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	竹本 由佳・奥田 英子
--------------	-------------

8. 利用料金

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、利用者からお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割、2割、3割（負担割合証に応じる）の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービス名称	サービスの内容	基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
訪問型サービス(独自)11(1月につき)	週1回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1)	11,760円/月	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス(独自)12(1月につき)	週2回程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(事業対象者・要支援1)	23,490円/月	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス(独自)13(1月につき)	週2回を超える程度の訪問型サービス(独自)が必要とされた者(要支援2)	37,270円/月	3,727円	7,454円	11,181円

*上記の基本利用料は、三原市が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額			
		基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)	利用者負担 (3割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円	400円	600円
生活機能向上連携加算 (1月につき)	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等と同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円	100円	200円	300円
介護職員処遇改善加算(I) ※ 介護職員処遇改善加算(II) ※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	サービスの利用料に対し、加算率を乗じ算定	算定額の1割、2割、3割 (負担割合証による)		
介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	サービスの利用料に対し、加算率14.5%を乗じ算定	算定額の1割、2割、3割 (負担割合証による)		

(注1) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除きます。

(2) 交通費

* 通常のサービス提供以外の地域については、通常サービス提供地域を越えた地点より所定の交通費（実費相当）が必要となります。
 （自動車の場合は1kmあたり50円）

(3) 支払い方法

上記（1）及び（2）の利用料（利用者負担分の金額）は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次の方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の20日（祝休日の場合は翌日の平日）に、利用者が指定する下記の口座より引き落とします。

口座振替手続きが完了するまでは現金集金とさせていただきます。

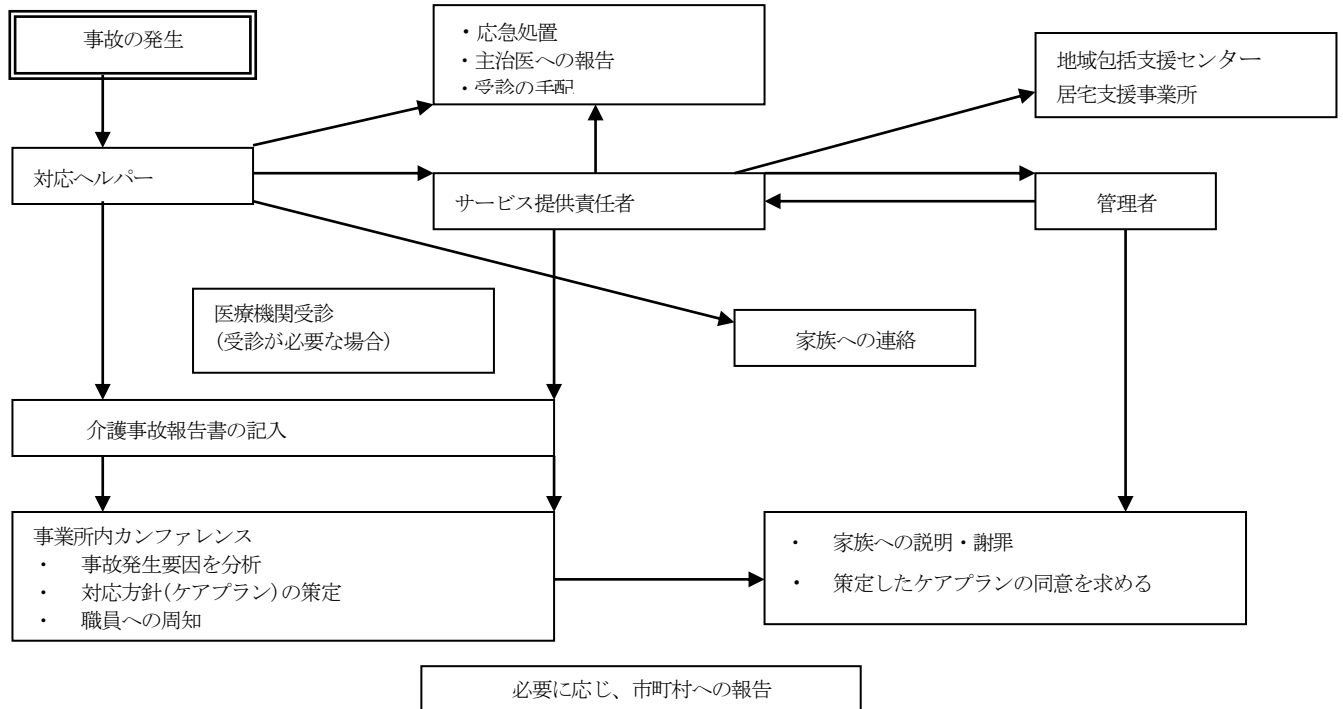
9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、事前の打ち合わせにより、速やかに利用者の主治医及び家族へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

当事業所における事故発生の対応方法

万が一、サービスの提供により事故が発生した場合は、当事業所の介護対応マニュアルに従い、必要な措置を講じます。（緊急時・事故発生の対応フローチャート参照）



1 1. 苦情相談窓口

円滑迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- (1) 訪問介護事業についての苦情の場合は、原則として下記担当者を中心に利用者やサービス提供者からも事情を聞き、苦情にかかわる問題を把握の上、介護支援専門員（居宅介護支援事業所）と協議の上、対応策を検討し必要に応じて利用者の説明してもらうよう努めます。
- (2) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	住 所	三原市宮浦一丁目15番16号
	電話番号	(0848) 62-7226
	担 当 者	竹本 由佳
	対応時間	平日 8:30~17:30 土曜 8:30~12:30

- (3) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	三原市高齢者福祉課介護保険課	電話番号	(0848) 67-6240
		受付時間	平日 8:30~17:15
	広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課	電話番号	(082) 554-0783
		受付時間	平日 8:30~17:15

1 2. 虐待防止のための措置に関する事項

当事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生または再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を行います。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じて見直しを行います。
- (3) 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的実施します。

虐待防止に関する担当者	管理者 竹本 由佳
-------------	-----------

- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置きます。
- (5) 事業者はサービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 3. 身体拘束

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という。)は行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

1 4. ハラスメント対策

- (1) 事業所は、適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。
- (2) 利用者又は利用者家族等からの事業所やサービス従事者、その他の関係者に対して故意に暴力や暴言等の法令違反、その他著しく常識を逸脱する行為を行った場合は、サービスのご利用を一時中止及び契約を終了させていただくことがあります。

15. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問介護事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に、掲げる措置を講じます。
- (4) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- (5) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- (6) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施しています。

16. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常事態の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

17. 個人情報の保護について

事業所は知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報については、利用者又は第三者の生命、身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後第三者に漏らすことはありません。

* 予め文書により利用者の同意をえた場合は、前項の規定に関わらず、一定の条件の下で個人情報を利用できるものとします。

* 個人情報の訂正・利用停止について

当訪問介護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

* 個人情報の開示について

ご自身の訪問介護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

(個人情報保護に関する取扱いの詳細は別紙1)

* 相談窓口のご案内

ご質問やご相談は当ステーションまでお気軽にお寄せください。

18. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の行為は行いません。
 - ① 医療行為
 - ② 利用者以外の方に対するサービス提供（調理・洗濯・掃除等）
 - ③ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除・庭掃除・家屋の修理・ペットの世話など）
 - ④ 利用者又は家族の預貯金通帳、証書書類などの預かり
 - ⑤ その他の利用者又は家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為
- (2) サービス提供の利用者の居宅で使用する水道・ガス・電気・電話等の費用は、利用者負担となります。
- (3) 家事又はサービス提供する為に必要不可欠な品物についてはご利用者に準備して頂きます。
- (4) 訪問の予定時間は遅れる事のないように注意しておりますが、公共交通機関の事故等、やむを得ない事情により前後する場合があります。
- (5) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (6) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の地域包括支援センター又は当事業所の担当者へご連絡ください。

事業所は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所 所在地 三原市宮浦一丁目 15 番 16 号
事業所名 三原市医師会訪問介護ステーション
代表者職・氏名 会長 小園 亮次

説明者職 氏名 管理者兼サービス提供責任者 竹本 由佳

私は本書に基づいて、サービス内容及び重要事項の説明を受け、この内容に同意しました。

年 月 日

(利用者)

利用者 住所

印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

署名代行者 住所

氏名 印
本人との続柄

(事業者)

住所 広島県三原市宮浦一丁目 15 番 1 号
事業者(法人名) 一般社団法人 三原市医師会
代表者職・氏名 三原市医師会 会長 小園 亮次 印

個人情報の保護に関する取扱いについてのお知らせ

三原市医師会訪問介護ステーションでは、ご利用者が安心して訪問介護を受けられるように、ご利用者の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでおります。
ご不明な点などございましたら、担当窓口にお問合せください。

□個人情報の利用目的について

当訪問介護ステーションでは、ご利用者の個人情報を掲示している目的で利用させていただきます。これら以外の利用目的で使用する必要がある場合は、改めてご利用者の同意をいただくようにいたします。

□個人情報の訂正・利用停止について

当訪問介護ステーションが保有しているご利用者の個人情報の内容が事実と異なる場合などは、訂正・利用停止を求めることができます。調査の上、対応いたします。

□個人情報の開示について

ご自身の訪問介護記録等の閲覧や複写をご希望の場合は、担当者までお申し出ください。なお、開示には手数料がかかりますのでご了承ください。

□相談窓口のご案内

ご質問やご相談は当ステーションまでお気軽にお寄せください。

ご利用者の個人情報の利用目的

□訪問介護ステーション内での利用

- ・ ご利用者に提供する訪問介護サービス（計画・報告・連絡・相談等）
- ・ 介護保険請求等の事務
- ・ 会計・経理等の事務
- ・ 事故等の報告・連絡・相談
- ・ ご利用者への介護サービスの質向上（ケア会議、研修等）
- ・ その他、ご利用者に係る事業所の管理運営業務

□他の事業所等への情報提供

- ・ 連携医療機関、ご利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
- ・ その他の業務委託
- ・ 家族等介護者への介護サービス計画・介護支援計画に関する説明
- ・ 審査支払機関へのレセプト提出、審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出

□その他上記以外の利用目的

- ・ 統計データでの利用（ただし、個人を特定できるようなるようは一切しません）
- ・ 外部監査機関への情報提供